〇基幹放送用周波数使用計画(昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号)新旧対照表(下線の部分は変更部分)

第1 総則 1 (略)

2 この計画において周波数等は、次により表示する。

(1) 周波数

各基幹放送局に使用させることができる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)

変更案

ア・イ (略)

ウ テレビジョン放送

(ア) 470MHzを超え710MHz以下の周波数を使用する地上系によるもの中央の周波数473.142857+6iMHz(iは0から49までの整数)に対応するチャンネル番号は、13+i

(イ)・(ウ) (略)

(2)·(3) (略) 3~11 (略)

第2~第4 (略)

第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送(広域放送)

放送対			親局				中継局						
象地域	送	信	周波数	空中線電力	送	信	周波数	空中線電力					
2	場	所	(チャンネル番号)	(kW)	場	所	(チャンネル番号)	(kW)					
関東広	東	京	27	10			(略)						
域圏 (<u>注</u>)					(東	京)							
(注)					新	島	<u>35</u>	0. 03					
					八	丈	40	0. 01					
							(略)						
		(四久)											

(注) 総合放送(広域放送)を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

第1 総則

1 (略)

2 この計画において周波数等は、次により表示する。

(1) 周波数

各基幹放送局に使用させることができる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)

現行

ア・イ (略)

ウ テレビジョン放送

(ア) 470MHzを超え770MHz以下の周波数を使用する地上系によるもの中央の周波数473.142857+6iMHz(iは0から49までの整数)に対応するチャンネル番号は、13+i

(イ)・(ウ) (略)

(2)·(3) (略) 3~11 (略)

第2~第4 (略)

第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送 (広域放送)

(1)	小心口	从心	(四级队区)							
放送対			親局		中継局					
象地域	送	信	周波数	空中線電力	送	信	周波数	空中線電力		
	場	所	(チャンネル番号)	(kW)	場	所	(チャンネル番号)	(kW)		
関東広	東	京	27	10			(略)			
域圏(注					(東	京)				
<u>1</u>)					新	島	<u>27</u>	0. 03		
							<u>35</u>			
					八	丈	40	0. 01		
							(略)			
				/ m.kz \						

(注1) 総合放送(広域放送)を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

(注2) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、 上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル 番号)を表す。

(2) 総合放送(県域放送)

_/	400 H /3	~~	(N-3/1)					
放送対			親局				中継局	
象地域	送 場 列		周波数	空中線電力	送	信	周波数	空中線電力
3,10.3	場が	Ť	(チャンネル番号)	(kW)	場	所	(チャンネル番号)	(kW)
				(略)			•	•
岩手県	盛岡		14	1	宮	古	14	0. 02
					_	関	<u>23</u>	0. 025
					釜	石	14	0. 03
							(略)	
				(略)				
茨城県	水戸	·	20	0. 3	高	萩	47	0. 01
					筑	波	49	0. 02
					かすみ	がうら	<u>31</u>	<u>0. 01</u>
				(略)				•

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

(3) 教育放送

(9) 1/11/1//										
放送対象地域	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)							
全 国	(略)									
	(岩 手)									
	盛 岡	13	1							
	宮 古	13	0. 02							
	一 関	<u>37</u>	0. 025							
	釜 石	13	0. 03							
		(略)								
	(茨 城)									
	水 戸	13	0. 3							
	高 萩	39	0. 01							
	<u>かすみがうら</u>	<u>48</u>	<u>0. 01</u>							
		(略)								
	(東京)									
	新 島	<u>48</u>	0. 03							
	八丈	38	0. 01							
		(略)	·							

(2) 総合放送(県域放送)

放送対		親局			中継局	
象地域	送信	周波数	空中線電力	送 信	周波数	空中線電力
3,	場所	(チャンネル番号)	(kW)	場所	(チャンネル番号)	(kW)
		•	(略)			•
岩手県	盛岡	14	1	宮古	14	0. 02
				一関	<u>57</u>	0. 025
					<u>23</u>	
				釜 石	14	0. 03
					(略)	
			(略)			
茨城県	水戸	20	0.3	高 萩	47	0. 01
				筑 波	49	0. 02
		•	(略)			

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。<u>この場合において、一関を送信場所とする中継局にあっては、上段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成25年3月31日までに限る。</u>

(3) 教育放送

(9) 12(1) 12(2)										
放送対象地域	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)							
全 国	(略)									
	(岩 手)									
	盛 岡	13	1							
	宮 古	13	0. 02							
	一関	<u>55</u>	0. 025							
		<u>37</u>								
	釜 石	55 37 13	0. 03							
	(略)									
	(茨 城)									
	水 戸	13	0. 3							
	高 萩	39	0. 01							
		(略)								
	(東京)									
	新 島	<u>26</u>	0. 03							
		26 48 38								
	八丈		0. 01							
		(略)								

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

2 放送大学学園の放送 (略)

3 基幹放送事業者の放送 (1) 総合放送(広域放送)

		П 77															
放送対					亲	見局							中	継局			
象地域	送	信			周》	皮数		空中線電力	送	信			周	波数			線電力
30-20	場	所	(チャ	ン	ネル	番号)	(kW)	場	所		(チ -	ァン	ネル	番号)		(kW)
関東広	東	京	21	22	23	24	25	10	(茨	城)							
域圏									水	戸	14	15	17	18	19		0.3
									高	萩	35	38	41	44	46		0. 01
									かすみ	がうら	<u>38</u>	<u>40</u>	<u>41</u>	<u>46</u>	<u>50</u>	9	<u>0. 01</u>
													(略)			
									(東	京)							
									新	島	<u>42</u>	<u>43</u>	<u>45</u>	<u>51</u>	<u>52</u>	1	0. 03
									八	丈	30	32	34	37	39		0. 01
													(略)	•		
								(略)									

(2) 総合放送(県域放送)

放送対			親局				中継局	
象地域	送場	信	周波数	空中線電力	送	信	周波数	空中線電力
35-15-36	場	所	(チャンネル番号)	(kW)	場	所	(チャンネル番号)	(kW)
北海道								
S					(略)			
宮城県								
秋田県	秋	田	21 29 35	1 <u>(注2)</u>	能	代		
					9	,	(略)	
					鷹	巣		
山形県								
S					(略)			
千葉県								
東京都	東	京	<u>16</u>	3	新	島	<u>50</u>	0. 03
					八	丈	41	0. 01
神奈川県								
S					(略)			
沖縄県								

2 放送大学学園の放送 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) 総合放送(広域放送)

放送対					親	局								中糺	继局		
象地域	送場	信			周波	数		空中線電	.力	送	信			周派	皮数		空中線電力
	場	所	(-	チャ	ンネ	・ルネ	番号)	(kW)		場	所	(チャ	ンさ	トル	番号)	(kW)
関東広	東	京	21	22	23	24	25	10		(茨	城)						
域圏										水	戸	14	15	17	18	19	0.3
										高	萩	35	38	41	44	46	0. 01
														(₽	各)		
									Ī	(東	京)						
										新	島	<u>21</u>	<u>22</u>	<u>23</u>	<u>24</u>	<u> 25</u>	0.03
												<u>42</u>	<u>45</u>	<u>51</u>	<u>43</u>	<u>52</u>	
										八	丈	30	32	34	37	39	0. 01
														(₽	各)		
								(形	<u>ኣ</u>)								

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場 <u>合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数</u> <u>(チャンネル番号)を表す。</u>

(2) 総合放送(県域放送)

(Z)	小心	ᄀᄱ	达 (宗以放达)					
放送対			親局				中継局	
象地域	送	信	周波数	空中線電力	送	信	周波数	空中線電力
外心块	送場	所	(チャンネル番号)	(kW)	場	所	(チャンネル番号)	(kW)
北海道								
S				(略)			
宮城県								
秋田県	秋	田	21 29 35	1 <u>(注2)</u>	能	代		
					9	,	(略)	
					鷹	巣		
山形県								
S				(略)			
千葉県								
東京都	東	京	<u>20</u>	3	新	島	<u>20</u>	0. 03
			<u>16</u>				<u>50</u>	
					八	丈	41	0. 01
神奈川県								
S				(略)			
沖縄県								
東京都神奈川県		京	2 <u>0</u> 1 <u>6</u>	3	新八		20 50 41	

(注1) (略) (注2) チャンネル番号35の周波数を使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。

第6、第7 (略)

(注3)~(注6) (略)

(注1) (略)

(注2) 周波数(チャンネル番号)の変更に際しては、当該変更前の放送区域と同等の放送区域 を確保することとし、チャンネル番号17及び35の周波数を使用して同時に同一番組を放送する場合の空中線電力は1.2kWを最大とし、チャンネル番号35の周波数のみを使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。

(注3)~(注6) (略)

第6、第7 (略)